日本サイコオンコロジー学会 謝金規程

第 1 章 総則

- **第 1 条（目的）** 本規程は、一般社団法人日本サイコオンコロジー学会（以下、「本法人」という。）が、本法人の事業遂行のために依頼する講演、研修会の講師・ファシリテーター・標準模擬患者（SP）、委員会活動への参加、その他専門的業務に対する謝金の支払いに関する基準を定めることを目的とする。
- **第 2 条（適用範囲）** 本規程は、本法人が謝金を支払う全ての個人（会員・非会員を問わない）に適用する。ただし、別途雇用契約等に基づく給与や報酬の支払いについては、本規程の限りではない。
- **第 3 条（謝金の種類）** 本法人が支払う謝金は、主に次の各号に掲げるものとする。
 1. 講演謝金（学術大会、セミナー等）
 2. 研修会関連謝金（講師、ファシリテーター、SP 等）
 3. 委員会活動関連謝金（外部委員等）
 4. 著作物作成・査読等に関する謝金
 5. その他、理事会が必要と認めた業務に対する謝金

第 2 章 謝金の額及び支払い

- **第 4 条（謝金の基準額）**
 1. 謝金の支払い単位および基準額は、原則として【別表 1】に定めるとおりとする。基準額は源泉所得税徴収後の手取額とする。
 2. 【別表 1】に定めのない謝金については、業務の内容、専門性、拘束時間、本法人の予算等を勘案し、代表理事が理事会の承認を得てその都度決定する。
 3. 極めて高度な専門性や特別な貢献が求められる場合、または標準的な時間を大幅に超える活動の場合など、理事会が特に必要と認めた場合は、【別表 1】の基準額によらず、理事会の議決を経て謝金額を決定することができる。
- **第 5 条（コミュニケーション技術研修会（CST）関連謝金）** CST 関連の謝金は、以下の基準に基づき支払う。詳細は【別表 1】に定める。
 1. 学会開催 CST、地固め研修会、ファシリテーター養成講習会におけるファシリテーター及び SP への謝金：1 日あたり 10,000 円とする。2 日間の場合は 20,000 円とする。
 2. SP への謝金：別途統括責任者の指示に基づき、日当として時給 1,500 円で算出し、参加時間に応じて支払う。
 3. 個別開催 CST：本法人からファシリテーター及び SP への謝金は原則として支払わない。ただし、本法人が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- **第 6 条（セミナー講師謝金）** 本法人主催のセミナー講師等への謝金は、以下の基準に基づき支払う。詳細は【別表 1】に定める。
 1. 講師（コアファシリテーターを含む）：原則として 30,000 円。
 2. ファシリテーター：原則として 15,000 円。

3. セミナーの内容、準備負担、講演時間、役割の重要性等を考慮し、担当委員会からの具申に基づき、理事会が上記と異なる額を決定することができる。招聘前に担当委員が対象者と調整を行う。

- **第 7 条（外部委員謝金）** 本法人委員会規程第 7 条第 2 項に基づき、理事会が認めた外部委員に対して支払う謝金は、会議 1 回の出席につき 10,000 円とする。
- **第 8 条（特定の委員会や事業における謝金）** 特定の委員会や事業において、理事会の承認を得て別途定める謝金基準については、【別表 1】に明記するか、本規程の細則として別途定める。
- **第 9 条（旅費・宿泊費）** 謝金とは別に、本法人旅費規程に基づき、本法人が認めた場合には旅費及び宿泊費を別途支給する。旅費交通費は安価で最適なルートによる実費とし、旅費規程で定める宿泊費の上限額は 20,000 円とする。
- **第 10 条（支払い方法）**
 1. 謝金は、原則として本人名義の銀行口座への振込により支払う。
 2. 謝金の支払い時には、原則として所得税法に基づき源泉徴収を行う。ただし、支払対象者から源泉徴収が不要である旨の適切な申し出があり、本法人がそれを正当と認めた場合は、源泉徴収を行わないことができる。
- **第 11 条（謝金を支払わない場合）** 次の各号の一に該当する場合には、謝金を支払わないものとする。
 1. 本法人以外の第三者から、当該活動に対する報酬または謝金が支払われる場合。
 2. 講演、発表等の内容が、主として発表者自身の所属機関や関連団体の業務紹介または営利目的の宣伝に終始すると本法人が判断した場合。
 3. その他、理事会が謝金を支払うことが社会通念上不適当であると認めた場合。

第 3 章 雑則

- **第 12 条（規程の改廃）** 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。
- **第 13 条（施行期日）** 本規程は ２０２５年８月２２日より施行する。

本規程の改廃は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

附　則

本規程は理事会承認の日より施行する。

別表１　講演・研修等の謝金額

活動区分・役割	対象	支払い単位	謝　金　額（円）	備考
CST 関連				
学会開催 CST/地固め研修会/ファシリテーター養成講習会　ファシリテーター/SP	会員/非会員	1 日あたり	10,000	源泉所得税徴収後の手取額
SP(会議出席)	会員/非会員	1 時間あたり	1,500	源泉所得税徴収後の手取額。参加時間に応じて算出。
セミナー関連				第 6 条第 3 項参照。源泉所得税徴収後の手取額
セミナー講師（コアファシリテーター含む、企画の中心者)	会員/非会員	1 件/1 回あたり	30,000	源泉所得税徴収後の手取額。内容・時間・貢献度により変動可能性あり（第 6 条第 4 項）。
セミナーファシリテーター（上記以外の講師・ファシリテーター)	会員/非会員	1 件/1 回あたり	15,000	源泉所得税徴収後の手取額。内容・時間・貢献度により変動可能性あり（第 6 条第 4 項）。
委員会関連				
外部委員	非会員	会議出席 1 回あたり	10,000	源泉所得税徴収後の手取額
学術大会 招待講演	非会員	講演 60 分あたり	（例）50,000～100,000	経験、専門性、招聘の難易度に応じて理事会決定。源泉所得税徴収後の手取額。
オンラインジャーナル査読	非会員	1 本あたり	7,000	（日本緩和医療学会参考）源泉所得税徴収後の手取額
著作物作成（ガイドライン等)	非会員	1 本あたり	10,000	源泉所得税徴収後の手取額

(上記以外は、第 4 条第 2 項または第 3 項に基づき決定する。)
※旅費交通費は別途実費支給

別表２　外部委員へ謝金を支弁する委員会
利益相反担当委員会／ガイドライン策定委員会／心理士教育カリキュラム・資格検討委員会／がん体験者・家族参画小委員会（改正日：2016 年 12 月 2 日）